

平成 25 年 7 月 8 日  
資源 エネルギー 庁

## エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の一部を 改正する等の法律が成立・公布されました

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案」は平成 25 年 5 月 24 日に可決・成立し、平成 25 年 5 月 31 日に法律第 25 号として公布されました。

### 1. 法律改正の背景

我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す必要があります。

その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講じます。

### 2. 法律改正の概要

#### (1) 省エネ法の一部改正

##### ① 建築材料等に係るトップランナー制度の創設

これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象でした。今般、自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加します。

具体的には、建築材料等(窓、断熱材等)を想定しており、これにより、企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図ります。

##### ② 電力ピークの需要家側における対策(工場、輸送等)

需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にします(具体的には、省エネ法の努力目標の算出方法を見直します。)

(2) 省エネ・リサイクル支援法の廃止

「平成25年3月31日までに廃止するものとする。」と規定されている省エネ・リサイクル支援法を廃止します。

3. 施行期日

(1) 省エネ法の一部改正関係

公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 省エネ・リサイクル支援法の廃止関係

公布の日(平成25年5月31日)

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課長 福田

担当者:羽原、横田、小林

電話:03-3501-1511(内線:4541)

03-3501-9726(直通)